

貴殿（または御家族様）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 訪問看護サービスを提供する事業者

事業所法人名	社会医療法人 松本快生会
代表者氏名	理事長 松本宗明
事業所名称	社会医療法人 松本快生会 訪問看護ステーション「さわやか」
事業所所在地	奈良県奈良市鶴舞西町1番16号
連絡先	電話 0742-40-1600、FAX 0742-40-1601
営業日	月曜日から土曜日（但し国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前9：00～午後5：00（土曜日 午前9：00～午後1：00）
事業所の管理者	所長 看護師 竹内 千晶

2 サービス内容

- ① 事業者は、下記の内容に従い、保険適用内の訪問看護を提供します。但し、利用者の心身の状態その他により、下記内容をおこなうと、利用者の心身の状態が悪化すると判断した場合は、利用者が希望されてもサービス内容を行わない場合があります。

曜日	月・火・水・木・金・土（但し国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く）
時間帯	午前9：00～午後5：00（土曜日 午前9：00～午後1：00）
提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は要介護者または要支援者で、訪問看護の希望があり、主治医が訪問看護を必要と認め、訪問看護指示書を交付したものとします。 ・ステーションは訪問看護の開始に際しあらかじめ利用者に対し、訪問看護の内容及び、緊急時の対応・利用料等に関し説明を行いその理解を得ます。 ・ステーションは利用者等及び居宅介護支援事業者の介護支援専門員が作成する介護保険における在宅サービス計画に基づき訪問看護計画書を作成し、訪問看護を開始する。ステーションは一ヶ月ごとに計画書及び報告書を主治医及び介護支援専門員に提出します。 ・事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その計画が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能な場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。 ・事業者は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業所への連絡調整等の援助を行います。
提供地域	・通常の事業の実施地域は、奈良市・生駒市の中で、ステーションから半径5km以内とします。
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病状・心身の状況の観察 ・リハビリテーション ・ターミナルケア ・認知症患者の看護 ・カテーテル等の管理 ・清拭・洗髪などの清潔の保持、排せなどの日常生活の世話 ・療養生活や介護方法の指導 ・主治医の指示による褥瘡の処置・予防 ・定期的な主治医への訪問看護報告及び必要時の利用者の状態報告 ・その他在宅療養を維持するために必要な医師の指示による医療処置
職員の体制	管理者・・・看護師1名、看護師等・・・看護師3名以上(非常勤を含む)、事務職員・・・1名(非常勤を含む)
第三者評価	事業所が提供するサービスの第三者評価については実施していません。

- ② 事業者の業務上の理由、交通事情その他やむを得ない理由により、訪問看護サービスの日程及び訪問時間が変更されることがあります。事業者は、できる限り事前に予定の変更を利用者にお知らせし、同意を得るよう努力しますのでご理解ください。
- ③ 訪問看護のサービス実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置をおこないます。なお、主治医に連絡がつかなかった場合は、家族の同意を得て、救急搬送および適切な医療機関に連絡します。

3 サービス提供責任者

サービス提供の責任者は、次のとおりです。サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名 竹内 千晶 連絡先 0742-40-1600

4 利用料

利用者一部負担金は以下のとおりです。（介護保険の法定利用料に基づく金額です） 1単位=10.42円

区分	時間	単位数	単価	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
訪問看護サービス費	要支援	(20分未満)	303/回	3157円	316円	632円	948円
		30分未満	451/回	4699円	470円	940円	1410円
		30分～60分未満	794/回	8273円	828円	1655円	2482円
	要介護	60分～90分未満	1090/回	11357円	1136円	2272円	3408円
		(20分未満)	314/回	3271円	328円	655円	982円
		30分未満	471/回	4907円	491円	982円	1473円
		30分～60分未満	823/回	8575円	858円	1715円	2573円
60分～90分未満	1128/回	11753円	1176円	2351円	3526円		
サービス提供体制強化加算 I		6/回	62円	7円	13円	19円	
” II		3/回	31円	4円	7円	10円	
夜間・早朝の単位の加算	午後6～10時、午前6～8時	1.25倍					
深夜の単位の加算	午後10～翌午前6時	1.5倍					
緊急時訪問看護加算 I		600/月	6252円	626円	1251円	1876円	
” II		574/月	5981円	599円	1197円	1795円	
初回加算 I	初月のみ	350/月	3647円	365円	730円	1095円	
” II		300/月	3126円	313円	626円	938円	
看護体制強化加算 I		550/月	5731円	574円	1147円	1720円	
” II		200/月	2084円	209円	417円	626円	
” (介護予防)		100/月	1042円	105円	209円	313円	
特別管理加算 I		500/月	5210円	521円	1042円	1563円	
” II		250/月	2605円	261円	521円	782円	
長時間訪問看護加算		300/回	3126円	313円	626円	938円	
専門管理加算		250/月	2605円	261円	521円	782円	
口腔連携強化加算		50/月	521円	53円	105円	157円	
複数名訪問加算 I	看護師	30分未満	254/回	2646円	265円	530円	794円
		30分以上	402/回	4188円	419円	838円	1257円
	看護補助者	30分未満	201/回	2094円	210円	419円	629円
		30分以上	317/回	3303円	331円	661円	991円
” II							
退院時共同指導加算	該当月のみ	600/月	6252円	626円	1251円	1876円	
看護・介護職員連携強化加算		250/月	2605円	261円	521円	782円	
定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護		2961/月	30853円	3086円	6171円	9256円	
	要介護5の者に訪問看護を行う場合の加算	800/月	8336円	834円	1668円	2501円	
	医療保険の訪問看護を利用している場合の減算	-97/日	-1010円	-101円	-202円	-303円	
ターミナルケア加算		2500/回	26050円	2605円	5210円	7815円	

・交通費：事業所の所在地より①半径5km未満の地域・・・無料、②半径5km以上の地域・・・300円/回

・エンゼルケア：15000円（実費・税込）

・その他材料費：実費

・20分未満の訪問看護は、20分以上の訪問看護を週1回以上実施しており、かつ短時間・頻回の医療処置等が必要な利用者に必要な観察、助言・指導が行われている場合のみ実施可能。

※ 請求は、利用のあった月の合計金額により請求させていただきます。

※ 介護保険の自己負担割合により1割、2割又は3割の自己負担となります。

※ 特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者（下記の介護保険関係法令に定める利用者）は、当事業者が訪問看護サービスを実施する際、計画的にその管理を行った場合、計画された訪問看護サービス費と別途料金が必要です。

特別管理加算Ⅰ (500 単位)	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者
特別管理加算Ⅱ (250 単位)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 真皮を超える褥瘡の状態にある者 人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある者

5 キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際は、速やかに前記のサービス提供責任者連絡先までご連絡ください。利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。(不在時は留守番電話に録音ください)

6 秘密保持

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

7 相談・苦情窓口、及び事故発生時の対応

- ① 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- ③ 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いをすることはありません。
- ④ 利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合、すみやかに家族および市町村・関連事業所に連絡して必要な措置を講じます。事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

事業者の窓口 ：社会医療法人 松本快生会 訪問看護ステーション「さわやか」	所在地： 奈良市鶴舞西町1番16号 電 話： 0742-40-1600 FAX：0742-40-1601 担当者： 竹内 千晶
市町村の窓口 ：奈良市役所 介護福祉課	所在地： 奈良市二条大路南1丁目1-1 電 話： 0742-34-5422
公共団体の窓口：奈良県国民健康保険団体連合会	電 話： 0744-29-8311

8 虐待防止・身体拘束廃止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 職員に対し、虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- ② 事業所の管理者を、虐待防止の担当者とします。
- ③ 虐待発生・再発防止、及び身体拘束廃止の為、委員会を設置します。
- ④ その他虐待防止のための必要な措置
事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村、及び関係機関に報告します。
- ⑤ 訪問看護の提供にあたっては当該利用者又はその他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9 その他

- ① 看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはできません。
- ② 看護師は介護保険制度上、利用者の心身機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（調理、掃除等）をすることができませんので、ご了承ください。
- ③ 室内飼いされているペットについては、訪問中は別室に移動させるなど、看護に影響のないようにお願いします。
- ④ 看護師に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ⑤ 契約書に記載のない内容は、運営規定に準じて実施し、定めのない事項については誠意をもって協議し解決することとします。
- ⑥ 訪問看護の利用は、緊急時の西奈良中央病院での受け入れを保障するものではありません。
- ⑦ 説明書に基づき本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印し、1通ずつ保管し、契約をおこないます。

以上の内容に基づき本書を2通作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保管するものとする。上記のとおり説明を受け、同意をし、本書を1部、交付を受けました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

本人との関係 _____

上記のとおり説明を行い、同意をいただき、本書を1部利用者に交付しました。

(事業者) 所在地 奈良県奈良市鶴舞西町1番16号
 事業者名 社会医療法人 松本快生会 訪問看護ステーション「さわやか」
 代表者名 理事長 松本 宗明
 説明者名 _____ 印